

◆日本脳炎

【特例措置接種について】

平成17年～平成21年度にかけて実施された積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逃してしまった方については特例措置が設けられています。

対象：平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの20歳未満の者

※第2期の接種は第1期終了後6日以上の間隔をおいて接種できますが、通常は、第1期終了後5年程の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

これまでの接種回数	区分	対象年齢	前回接種との間隔	備考
平成23年5月20日までに 全く受けていない	1期初回1回目	20歳未満	—	
	1期初回2回目		6日以上 (6～28日)	
	1期追加		6か月以上 (おおむね1年後)	
	2期	9歳以上20歳未満	6日以上	
平成23年5月20日までに 1回以上受けている	1期初回1回目	20歳未満	—	残りの回数を 左表に基づき接種
	1期初回2回目		6日以上	
	1期追加		6日以上	
	2期	9歳以上20歳未満	6日以上	